



身元確認書類	
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> パスポート
<input type="checkbox"/> その他 ()	

支部長	出張所長

国民健康保険法第116条(修学)

- 該当届
- 非該当届

様式業第8号

※ 太ワクの中を記入してください

記号				番号				組合員氏名	
93-									

就学中の被保険者氏名	続柄	性別	生年月日			就学中の被保険者 マイナンバー(個人番号)					
	子	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 5. 昭和 <input type="checkbox"/> 7. 平成 <input type="checkbox"/> 9. 令和	年	月	日					
就学中の被保険者の居住地											
学校名称											
学校所在地											
修学年限 在学年	(修学年限)		年間	(在学年)		年					
上記のとおり、証明書を添えて届けます。											
全国建設工事業国民健康保険組合 理事長 殿 令和 年 月 日 組合員住所 組合員氏名(自署のみ)											

組合使用欄

適用期間	(自) 令和 年 月 日 ~	適用回数	<input type="checkbox"/> 1. 新規	登録
	(至) 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 2. 継続 回目	

【国保法第116条】
 修学のための一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属すると認められる者は、第5条の規定にかかわらず、当該地の市町村の行う国民健康保険の被保険者とし、かつ、この法律の適用にあつては、当該世帯に属するものとみなす。

【施行規則第5条】
 法第116条の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の組合員は、届けを提出しなければならない。

※マイナンバーの使用について
 提出いただいた個人番号及び特定個人情報は、法令に従い、健康保険の業務で利用します。必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

備考
(喪失届・脱退届・同時)
【非該当理由】 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 脱退 <input type="checkbox"/> 喪失

() 支部受付日印	() 本部受付日印
------------	------------